

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方または生計を一にする方

戦傷病者手帳の交付を受けている方										障 害 の 区 分	身体障害者手帳の交付を受けている方					
第3款症	第2款症	第1款症	第6項症	第5項症	第4項症	第3項症	第2項症	第1項症	特別項症		1級	2級	3級	4級	5級	6級
										視 覚 障 害						
										聴 覚 障 害						
										平 衡 機 能 障 害						
										音 声 機 能 障 害			※2			
										上 肢 不 自 由		※3				
										下 肢 不 自 由			※4			
										体 幹 不 自 由						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害(※5)						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害			※6			
										心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸または小腸の機能障害						
										ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
										肝 臓 機 能 障 害						

※1  は、手帳の交付を受けている方**本人が軽自動車を運転する場合に限り**、対象となります。

※2「音声機能障害」については、**こう頭摘出**による音声機能障害がある場合に限り、対象となります。

※3「上肢不自由」の2級については、障害の程度が**2級の1**または**2級の2**に該当する場合に限り、対象となります。

※4「下肢不自由」の3級については、障害の程度が**3級の1**に該当する方以外は、手帳の交付を受けている方**本人が軽自動車を運転する場合に限り**、対象となります。

※5「乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害」については、1上肢だけに機能障害がある場合は、対象となりません。

※6「乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害」の3級については、1下肢だけに機能障害がある場合は、手帳の交付を受けている方**本人が軽自動車を運転する場合に限り**、対象となります。